

「PPA 方式による県有施設への太陽光発電設備等導入事業」

質問及び回答

令和 8 年 1 月 9 日

質問 1

PPA 方式による県有施設への太陽光発電設備等導入業務仕様書および、PPA 方式による太陽光発電設備等導入事業の実施に関する協定書（案）において、「電力供給の期間は、乙が本設備により発電した電力の供給を開始した日から 20 年間とする。」との記載がございます。

本記載を踏まえ、今後締結予定の PPA 契約書につきましても、電力の供給を開始した日から 20 年間を契約期間とする、との理解で差し支えないかご教示いただけないでしょうか。

（回答）

PPA 契約書につきましては、ご質問のとおり、電力の供給を開始した日から 20 年間を契約期間とすることを想定しておりますが、最終的な契約期間は、PPA 契約書の締結時に確定するものとします。